



静岡労働局発表
令和元年7月16日(火)

静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 恩田基弘
統括特別司法監督官 森正樹
(電話) 054-254-6352

報道関係者 各位

平成30年度は重大又は悪質事案21件を送検

～労働基準監督署の監督官による捜査～

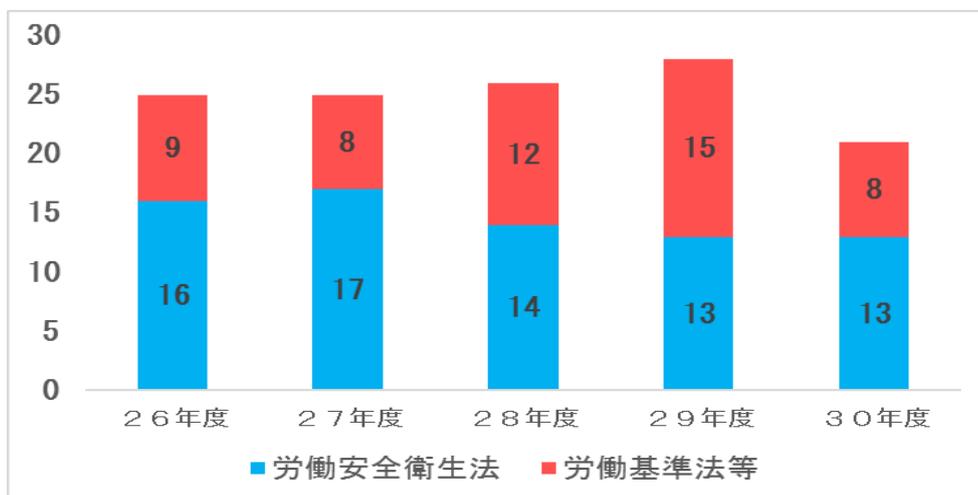
- 送検件数21件は、前年度から7件減少。
- 全送検件数のうち建設業が占める割合が28.6%で最多、次いで製造業が23.8%。

静岡労働局(局長 谷直樹)では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における平成30年度の検察庁への送検状況を以下のとおり取りまとめました。

○送検件数	21件(対前年比 ▲7件)
○法令別内訳	
労働基準法・最低賃金法違反	8件(対前年比 ▲7件)
労働安全衛生法違反	13件(対前年比 ±0件)

労働基準監督署では、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の法令に基づき、企業に対し賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大又は悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検しています。

1 送検件数の推移



2 業種別・違反法別件数（平成30年度）

	業 種						
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その他	計
労働基準法、最低賃金法関係	1	1	1		1	4	8
定期賃金不払 （労基法第24条、最賃法第4条）	1		1		1	4	7
違法な時間外労働・休日労働 （労基法第32条・35条・40条）							
賃金不払残業（労基法第37条）							
その他		1					1
労働安全衛生法関係	4	5		1		3	13
作業主任者の未選任等（安衛法第14条）	1						1
機械等危険防止未措置（安衛法第20条）	2	1				1	4
墜落等危険防止未措置 （安衛法第21条・第31条）	1	3		1		1	6
機械の無資格運転等（安衛法第61条）						1	1
労災かくし（安衛法第100条）		1					1
その他							
合 計	5	6	1	1	1	7	21

(1) 業種別推移

業種別では、建設業が最も多く6件で、次いで製造業が5件となっている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
製 造 業	5	5	5
建 設 業	11	8	6
運輸交通業	1	2	1
商 業	1	4	1
接客娯楽業	1	3	1
そ の 他	7	6	7
総 件 数	26	28	21

(2) 法令別推移

- ・法令別の送検件数は、労働基準法又は最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が8件、労働安全衛生法違反事件が13件である。
- ・労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金不払」が7件、「その他」が1件となっている。
- ・労働安全衛生法違反の内容別では、「作業主任者の未選任等」が1件、「機械等危険防止未措置」が4件、「墜落等危険防止未措置」が6件、「機械の無資格運転等」が1件、「労災かくし」1件となっている。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
労働基準法等	定期賃金不払 (労基法第24条、最賃法第4条)	6	8	7
	違法な時間外労働・休日労働 (労基法第32条・35条・40条)	2	1	0
	賃金不払残業(労基法第37条)	0	1	0
	その他	4	5	1
	計	12	15	8
労働安全衛生法	作業主任者の未選任等(安衛法第14条)	1	0	1
	機械等危険防止未措置(安衛法第20条)	3	4	4
	墜落等危険防止未措置 (安衛法第21条・第31条)	5	5	6
	機械の無資格運転等(安衛法第61条)	2	2	1
	労災かくし(安衛法第100条)	1	0	1
	その他	2	2	0
	計	14	13	13

(3) 捜査の端緒

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では8件中5件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、死亡等の重大な労働災害を端緒とするものが13件中12件である。

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	労働基準法等	安全衛生法	合計	労働基準法等	安全衛生法	合計	労働基準法等	安全衛生法	合計
告訴・告発	7	0	7	8	1	9	5	0	5
告訴・告発以外	5	2	9	7	1	8	3	1	4
死亡等の重大な労働災害	0	12	14	0	11	11	0	12	12
総件数	12	14	26	15	13	28	8	13	21

3 送検事例

○その1 定期賃金不払

業 種 輸送用機械器具製造業

違反条文 最低賃金法第4条第1項

概 略

労働者1名の平成29年8月1日から同年9月22日まで、労働者1名の平成29年10月1日から同年10月31日までの賃金合計424,673円を各所定賃金支払日までに支払わず、もって、静岡県最低賃金（平成29年10月3日までは1時間当たり807円、同年10月4日以降は1時間当たり832円）以上の支払いをしていなかったもの。

本件は、労働基準法第24条（賃金の支払）違反と最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）違反の両罪が成立するが、両罪は法条競合（特別関係）の関係にあるため、罰則が重く特別法にあたる最低賃金法第4条第1項違反により送検したもの（労働基準法第24条違反は「30万円以下の罰金」、最低賃金法第4条第1項違反は「50万円以下の罰金」）。

なお、現在（平成30年10月3日以降）の静岡県最低賃金は1時間当たり858円となっている。

○その2 墜落防止未措置

業 種 造園業

違反条文 労働安全衛生法第21条第2項（労働安全衛生規則第524条）

概 略

企業敷地に所在する倉庫兼車庫の屋根補修作業において、屋根がぜい弱な材質で葺かれており踏み抜いて墜落する危険のおそれがあったのに、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等の労働者の危険防止するための措置を講じていなかった。

労働者が屋根を踏み抜いて約5メートル下のコンクリートの地面に墜落し、翌日、死亡したものの。

4 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の遵守の徹底を指導するとともに、重大又は悪質な事案に対しては積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していくこととしています。